建築工事特記仕様書

工事概要

(1) 工事名称	豊津小学校屋外トイレ新設工事
(2) 発注者名	京都都みやこ町豊津
(3) 工事場所	福岡県京都郡みやこ町豊津9番地1
(4) 工事種目	・ 新築 ・増築 ・改築 ・その他
(5) 工事期間	
(6) ・部分使用 ・部分引渡	・ あり ○なし
(7) 工事範囲 （工事種目）	豊津小学校屋外トイレ新設工事
(8) 法的規制	a. 地域 地区：準都市計画区域内（用途指定なし） b. 防火地域 ：指定なし c. 容積率 %（基準200%） d. 建ぺい率 %（基準70%）

(9) 面積

棟名称	渡り廊下	体育用具倉庫	屋外トイレ	ごみ保管庫	運転手待機所
工事種別	新築	新築	新築	新築	新築
構造・階数	S-1	RC-1	RC-1	RC-1	RC-1
建築面積	-	84.00m2	48.00m2	11.60m2	16.00m2
延べ床面積	-	84.00m2	48.00m2	11.60m2	16.00m2

棟名称	ポンペ庫	受水槽（ポンプ室）
工事種別	新築	新築
構造・階数	鉄製品	-
建築面積	2.86m2	6.00m2
延べ床面積	2.86m2	6.00m2

一般特記事項

特記仕様書の適用

1. この工事の請負者は、現場説明書、特記仕様書、図面、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）、建築工事監理指針（平成28年版）工事写真の撮り方（改定第3版）に基づき、工事を施工する。
2. 特記仕様書の適用方法
   (1) ・印で始まる事項及び表中の・印の事項は、・印の付した事項を適用する。ただし、○印のない場合は、＊印の付いたものを適用する。また、○印と＊印の両方が付いた場合は、両方とも適用する。
   (2) ～～～～で抹消した章及び項目の当該特記事項は、すべて適用しない。
   (3) 表中の数字，文字又は記号を記入した事項は，記入してある事項のみ 適用する。
   (4) 特記された材料，製造所，製品名，施工業者等の取り扱いは，特記されたもの又は同等品以上のものとする。ただし，同等品以上のものをとする場合は，監督職員の承諾を受ける。
   (5) 特記仕様書のうち、構造関連の3章から7章については、別紙の構造設計仕様による。
3. 下記の詳細図、仕様書を適用する。

○建築工事標準詳細図	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）
・擁壁設計標準図	建設大臣官房官庁営繕部監修（平成12年版）
○木造建築工事標準仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成22年版）
・公共建築改修工事標準仕様書	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成22年版）

1章 一般共通事項

適用範囲

1. 共仕は、建築物に新築及び増築にかかわる建築工事に適用する。
2. 設計図書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。
3. 契約図書は、次のとおりとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書に相違がある場合の優先順位は、次の (1) から (6) の順番のとおりとし、これによりがたい場合は共仕 (1.1.1) による。
   (1) 工事請負契約書
   (2) 質問回答書・追加変更指示書
   (3) 現場説明書
   (4) 特記仕様書
   (5) 設計図
   (6) 標準仕様書

官公庁その他への提出手続等

1. 建築基準法87条の2による昇降機設備の確認申請は、次による。
   ○ 昇降機設備工事専門工事業者が建築主の代理者として行い、申請及びこれにかかわる検査に要する費用は、請負者の負担とする。

工事に付帯する作業・材料

1. 本工事を完成させるために本工事に付帯して当然必要な軽微な工事・作業・材料などは、設計図書に記載がない場合でも本工事に含む。
2. 本工事を完成させるために必要な次の工事及び費用は、請負代金額に含まれる。
   (1) 施工・材料及び製品の検査・試験、見本などの作製、検査に要する費用。
   (2) 敷地周辺における本工事の障害となるものの移設と復旧
   (3) 工事期間中の官公庁その他関係機関の手続及びその費用
   (4) 工事用機器、材料などの取入れに必要な搬入口及び通路の設置とそれに伴う補強、復旧・後片付け

監理者の承認・検査・試験など

1. 機器・材料・施工・工事についての施工図等・見本などに対する監理者の承認は、次による。
   (1) 監理者の承認は、請負者による品質管理・確認の適正さを確認するために行うものである。
   (2) 監理者の承認は、請負者から提出された施工図等・見本に示される範囲の内容に対してなされる。
   (3) 施工に用いられた、または工事目的物に組み込まれた製品についての施工図等・見本などに対する監理者の承認は、その外観や請負者から提出される情報に基づいてなされる。
2. 機器・材料・施工・工事に対する監理者の検査または試験は、次のよる。
   (1) 監理者の検査または試験は、工事請負契約及び設計図書に基づいて、請負者等による品質管理・確認・自主検査の適正さを確認するために行うものである。
   (2) 監理者の検査は、立会により、または請負者等の自主検査記録・工事写真その他の審査などの合理的方法により行う。
   (3) 施工に用いられた、または工事目的物に組み込まれた製品に対する監理者の検査または試験は、その外観や請負者等から提出される情報・各種記録に基づいてなされる。
   (4) 前 (1)・(2) にかかわらず、機器・材料・施工・工事が工事請負契約・設計図書の適合しない場合は、その修補などの責は請負者にある。
   (5) 前 (1)・(2) にかかわらず、施工に用いられた、または工事目的物に組み込まれた製品の欠陥、若しくはこれに類する原因による品質上・性能上・安全上の不具合がある場合は、その修補などの責は請負者にある。

施工図等

1. 施工図等の作業に先立ち、「提出書類作成要領」により総合図を作成し、監理者に提出する。
2. 総合図の作業に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、関係工事などとの調整を必要とする事項、その他監理者の指示する事項について、基準施工図を作成し、監理者の承認を受ける。
3. 監理者の指示する現寸図・型板などは、施工に先立つ適切な時期に作成し監理者の承認を受ける。
4. 総合図・施工図等・模型・モックアップ・見本などを提出に当たっては、あらかじめ、それらの内容を設計図書と十分照合し、それらが設計図書に適合していることの確認を、請負者の責任において確実に行う。

工事の記録

1. 検査、試験または設計図書に定められた確認などを行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、監理者に提出する。
2. 立会による監理者の検査、または施工・試験などへの監理者の立会を受けた場合は、終了後速やかに記録を作成して監理者に提出する。

1.3.3 電気保安技術者

1. 電気保安技術者
   ○ 適用する ・適用しない
2. 電気主任技術者
   ○ 選任しない
   ・ 請負者が工事中の必要な時期に選任する。

製造者及び専門工事業者の選定

1. 機器・材料製造者及び専門工事業者は、設計図書に記載されたものの中から選定し、選定届を監理者に提出する。
2. 特別の理由により設計図書に記載された機器・材料製造者や専門工事業者以外のものを選定する場合は、選定された機器・材料製造者や専門工事業者の能力・経験などを証する資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。

1.3.11 発生材の処理等

1. 引渡を要するもの *なし ・あり（ ）
2. 特別管理産業廃棄物 *なし ・あり（ ）
3. 汚染土壌 *なし ・あり（ ）
   ・請負者が土壌調査を行う（ ）
4. 再利用を図る発生材
   ＊ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による特定建設資材廃棄物
   ・
5. 再資源化を図る発生材
   ＊ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による特定建設資材廃棄物
   ・

1.3.10 施工中の環境保全等

低騒音型・低振動型・建設機械の使用

本工事においては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関わる規定」（平成9年7月31日 建設省告示第1536号 最終改正 平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）に基づき国土交通大臣が型式指定を行った低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は、監督職員と協議の上，必要書類を提出するものとする。
低騒音型建設機械を使用する場合は，現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い，監督職員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は，「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する機械，または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成28年10月8日付け経機発第249号 最終改正 平成14年4月1日付け国総施第225号），「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第346号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は，平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型機械と同等と見なす。
ただし，これにより難しい場合は，監督職員と協議するものとする。
排出ガス対策型建設機械，又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合，現場代理人は，施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い，監督職員に提出する。

種 類	備 考
バックホウ	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上，260KW以下）を搭載したものに限る。
トラクタショベル（車輪式）	
ブルドーザ	
発動電動機（可搬入，溶接兼用機を含む）	
空気圧縮機（可搬入）	
油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）	
ローラー類（ロード・ローラー，タイヤローラー，振動ローラー）	
ホイールクレーン	

ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両

1. 請負者は本工事現場で使用し，又は使用される関係車両（以下「本工事 関係車両」という）が，当該工事場所のディーゼル車排出ガス規制条例（以下「排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は，これに適合 した車両を使用しなければならない。
2. 請負者は，本工事の施工に先立ち，本工事関係車両の「ディーゼル車ガス 排出に適合する車両の使用」について，排出ガス規制条例の尊守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 請負者は，本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には，車検証のコピーを保管し，本工事関係車両を把握しなければならない。
4. 請負者は，取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には，直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 請負者は，資機材の搬出入等において，資材納入業者に排出ガス規制条例を尊守させるものとする。

1.4.7 支給材料貸与品

1. 支給材料、貸与品
   ＊ なし ・あり（ ）

1.5.2 技能士

1. 技能士の適用は次による。

適用工事種別	技能検定の職種
鉄筋工事	○鉄筋施工
コンクリート工事	○左官 ・型枠施工
鉄骨工事	・とび
ブロック・ＡＬＣパネル工事	・ブロック建設・ＡＬＣパネル施工
ＰＣカーテンウォール工事	・カーテンウォール施工
防水工事	○防水施工
石工事	・石材施工
タイル工事	○タイル張り
木工事	○建築大工
屋根・とい工事	○建築板金 ・スレート施工
金属工事	○内装仕上げ施工（鋼製下地）
左官工事	○左官
建具工事	○サッシ施工 ○・ガラス施工
塗装工事	○塗装
内装工事	○内装仕上げ施工（床、天井仕上げ等）・表装
植栽工事	・造園

1.5.9 化学物質の濃度測定

1. 室内空気質対応に関連する法令・基準の適用
   ＊ 建築基準法
   ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品確法）
   ○ 学校環境衛生の基準
2. ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の揮発性有機化合物の室内濃度の測定を行う。
   測定の時期は 工事の施工完了後、引き渡しをするまでの間に、下表の測定室等の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、指針値以下であることを確認し、報告する。
   測定室等

測定物質	測定箇所
＊ ホルムアデヒド	体育用具倉庫 1箇所 屋外トイレ 1箇所 ごみ保管庫 1箇所 運転手待機所 1箇所
＊ トルエン	
＊ キシレン	
○ エチルベンゼン	
○ スチレン	
○ パラジクロロベンゼン	

3. 採取・測定方法
   ＊ 採取方法を含め、厚生労働省「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」による。
   ○ 拡散型（パッシブ）サンプラーを用いた測定方法による。
4. ホルムアルデヒド、VOCなどの室内濃度測定の結果、建築物の要求品質をクリアーできていない物質がある場合は、発注者及び監督者と協議の上、指針値クリアーを達成するまで24時間換気運転をする。またホルムアルデヒド、VOCなどを吸着または除去する材料を用いるなどの方法により、適切な改善措置を講じる。
5. 室内における配管類、壁、機器類などの塗料及び接着剤は、露出・隠蔽部分ともにホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼンを含まないものとする。
   また、接着剤に含まれる可塑剤は、フタル酸ジーｎ－ブチル、フタル酸ジ-2－エチルヘキシルなどを含有しない難揮発性のものとする。やむおえずこれらを含むものを使用する場合は、その使用量が最小限に抑えられたものとし、十分に枯らし期間を設け、換気するなど措置をとる。

1.7.1 完成時の提出図書

1. 工事完成時の提出図書
   ＊ 完成図
   ＊ 保全に関する資料
   ＊ 竣工写真
   ＊ 主要な施工図

1.7.2 完成図等

1. 完成図の様式・サイズ・体裁・提出部数は次による。

種 類	サイズ	体 裁	提出部数	備 考
原図	A1版	バラ、3つ折図面ケース入	1	トレーシングペーパー
陽画焼付け	A1版	2つ折製本	1	黒表紙銀文字製本
陽画焼付け	A3版（縮小）	2つ折製本	3	黒表紙銀文字製本
電子媒体（CADデータ）		CD-R	2	ファイル形式と作成要領は監理者の指示による

2. 実際の施工に使用した仕上材料の製造者、品名、品番、色番などのデーターは完成図仕上表の備考欄に記載する。
3. 竣工写真の提出は次による。

種 類	提出部数	提出カット数	備 考
＊カラープリント	提出書類作成要領による	外観-40箇所、内部-50箇所	サイズ-六つ切
＊デジタル画像データ	カラープリントと同じ	カラープリントと同じ	

4. 竣工写真の撮影者は建築写真専門家とする。

2章 仮設工事

監理者事務所
備品（ＦＡＸ・ＰＣなどＯＡ機器を含む）については監理者の指示による。

工事用水及び工事用電力
1. 工事用水
   構内既存の施設 ・利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない
2. 工事電力
   構内既存の施設 ・利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない

仮設計画書
※要する ・要しない

危険防止
仮囲い等 ・設けない ※設ける
設置方法 ＊設計図書による

工事表示板等
※設ける ・設けない
位置は監督員の指示による。

工事車両の出入口
工事用車両の出入口では、一般通行人及び一般車両の安全確保に努めること。
交通誘導員 ※配置する ・配置しない

工事用道路
○設けない ※設ける
設置方法 ＊設計図書による

3章 土工事

3.2.3 埋戻し及び盛土
種別 ・A種 ○B種 ・C種 ・D種

3.2.5 建設発生土の処理
・構内指定場所に敷き均し
・構内指定場所にたい積
○(1.3.8)による （場外搬出適切処理）

4章 地業工事

下記以外（特-06）図による

4.6.2 材料
○再生クラッシャラン ・切込砂利及び切込砕石

5章 鉄筋工事

下記以外（特-06）図による

5.3.4 継手及び定着

部位	継手方法	径(mm)
柱、梁の主筋	○ガス圧接 ・機械式継手	D16以上
その他	○重ね継手	D13以下

5.4.9 圧接完了後の試験
○超音波探傷試験 ・引張試験